

# 熊本県警察の技能労務職員の給与に関する訓令

昭和 36 年 12 月 18 日

本部訓令甲第 78 号

〔沿革〕 昭和 37 年 10 月本部訓令第 69 号改正

熊本県警察の技能労務職員の給与に関しては、熊本県技能労務職員の給与に関する規則（昭和 32 年熊本県規則第 38 号）を準用する。

## 附 則

- 1 この訓令は昭和 36 年 12 月 18 日から施行し、昭和 36 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 熊本県警察の技能労務職員の給与に関する規程（昭和 32 年熊本県警察本部訓令第 90 号）は、これを廃止する。